

TLOとは、Technology Licensing Organization（技術移転機関）の頭文字をとった略称であり、大学の研究者の研究成果を特許化し、それを民間企業等へ技術移転（Technology Licensing）し、産と学の「仲介役」の役割を果たす機関のことをいいます。

このうち、文部科学省、経済産業省から事業計画に対する承認を受けたTLOを承認TLOといいます。

知財センターは平成15年2月に承認をうけ、承認TLOとしての活動を行っています。平成24年4月2日現在、全国の39機関が承認TLOとして活動していますが、大学内組織だけではなく、株式会社や財団法人など様々な機関があります。

また、国は承認TLOの活動を支援するために、平成10年8月に「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律」、通称「TLO（大学等技術移転等）法」を施行しました。

この法律により、承認TLOは特許出願費用等の減免を受けられるなどの支援が受けられるようになりました。

